

ガス小売事業者等に関する今後の対応について

（業務改善命令等に係る改善計画及び報告の概要と 今後のフォローアップの進め方について）

2024年9月2日（月）

第532回電力・ガス取引監視等委員会

事務局提出資料

本日の御議論

- ガス小売事業者による大口都市ガスの受注調整事案に関連し、本年6月24日に、東邦瓦斯株式会社（以下「東邦ガス」という。）及び中部電力ミライズ株式会社（以下「中電ミライズ」という。）に対して業務改善命令を行うよう、電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）から経済産業大臣に勧告を行った。これを踏まえ、本年7月26日に、上記2事業者に対し、経済産業大臣による業務改善命令が行われた。当該命令を受けて、本年8月23日に、上記2社から経済産業大臣に改善計画が提出された。
- また、家庭用ガス・電気及び卒FIT買取に係る事案については、本年7月26日に、当委員会による業務改善指導を行い、改善計画に基づき実施する取組を本指導の内容を踏まえたものとする等必要な措置を講ずること、その内容を当委員会に報告することを求め、上記改善計画の提出に併せて報告があった。
- 本日は、各社の改善計画及び当委員会への報告内容の概要を御報告するとともに、今後のフォローアップについて御議論いただきたい。

- 1. 業務改善命令及び業務改善指導の内容**
2. 改善計画及び報告の概要
3. 今後のフォローアップの進め方
4. 参考資料（第98回制度設計専門会合資料）

経済産業大臣による業務改善命令の内容

1. 他のガス小売事業者と共同して不当な取引制限（独占禁止法第2条第6項に定める不当な取引制限をいう。）及びこれに類する競争制限的な行為を行わないこと、並びに他のガス小売事業者との間でガス料金（見積額及び応札額を含む。）又は営業方針（受注意向を含む。）に関する情報交換を行わないこと。
2. 今後、上記1.の行為をしないよう、再発防止のための計画（以下「改善計画」という。）を策定の上、事案の内容及び発生原因とともに社会に対して公表し、これを確実に実施すること。また、当該改善計画及びその実施状況を、8月23日（金）までに書面で報告すること。なお、改善計画は、少なくとも以下の事項を満たす必要がある。
 - 改善計画に関する内部的な監査を継続的に行うとともに、外部人材を構成員の過半数に含む組織体により、社外の視点から改善計画の実施状況及び実効性を継続的に把握・評価し、その必要な見直しを行う仕組みを整えること。
 - 競争関係にある他のガス小売事業者との接触に関するルールを定め、当該接触の機会及び当該接触において話し合われる内容について事前及び事後の統制を機能させる仕組みを講じること（当該ルールに違反した場合の取扱いを定めることを含む。）。

（↓次ページに続く）

経済産業大臣による業務改善命令の内容（続き）

- 社内において競争に関する議題を扱う会議について、法令遵守の観点からモニタリングを行う仕組みを整えること。
- ガス小売事業の競争に関する継続的な研修等について、競争関係にある他のガス小売事業者の営業活動に関する情報に接する機会のある役職員及び自社の営業活動に関する意思決定に関与する機会のある役職員をその対象者に含むこと。
- 継続的な研修等について、対象者の受講率を把握することなどにより、当該研修等の実効性が図られるものとする。
- 独占禁止法違反行為等に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成に加え、当該規程による制度（社内リニエンシー制度）及び内部通報制度についての役職員に対する継続的な周知徹底を行うこと。

3. 今後1年間、4か月に1度の頻度で、上記2. の改善計画の実施状況について委員会及び資源エネルギー庁に報告すること。

4. 今後、委員会又は資源エネルギー庁が上記2. の改善計画及びその実施状況について報告又は説明を求めた場合には、これに応じること。

当委員会による業務改善指導の内容

1. 他のガス小売事業者又は小売電気事業者と共同して不当な取引制限（独占禁止法第2条第6項に定める不当な取引制限をいう。）及びこれに類する競争制限的な行為を行わないこと、並びに他のガス小売事業者又は小売電気事業者との間でガス又は電気（卒FIT買取を含む。）の料金若しくは価格又は営業方針に関する情報交換を行わないこと。
2. 今後、上記1. の行為をしないよう、本日付けで経済産業大臣がガス事業法第20条第1項の規定に基づき行った業務改善命令を受けて策定する改善計画を確実に実施すること、当該改善計画に基づき実施する取組を指導理由の内容を踏まえたものとすること等、必要な措置を講ずること。
3. 上記2. の措置の内容及びその実施状況を、8月23日（金）までに、当委員会事務局の取引監視課宛てに文書で報告すること。
4. 今後1年間、4か月に1度の頻度で、上記2. の措置の実施状況について当委員会事務局の取引監視課宛てに報告すること。
5. 今後、当委員会が上記2. の措置の内容及びその実施状況について報告又は説明を求めた場合には、これに応じること。

1. 業務改善命令及び業務改善指導の内容
- 2. 改善計画及び報告の概要**
3. 今後のフォローアップの進め方
4. 参考資料（第98回制度設計専門会合資料）

各社の改善計画及び業務改善指導に係る報告について

- 8月23日に東邦ガス及び中電ミライズより、改善計画の提出及び業務改善指導に係る報告があったので、その概要を御報告する。
 - 次スライド以下では、下記①～⑥の改善計画において満たすべきポイントに沿って概要を掲載。
 - 東邦ガスは、改善計画に業務改善指導の内容を盛り込んでいる。中電ミライズは、改善計画とは別に、改善計画と同様の取組を電気小売関係においても実施するとの報告が提出されている。（提出書面は資料7-1及び7-2）

改善計画で満たす必要のある事項

- | | |
|---|--|
| ① | <u>改善計画に関する内部的な監査を継続的に行うとともに、外部人材を構成員の過半数に含む組織体により、社外の視点から改善計画の実施状況及び実効性を継続的に把握・評価し、その必要な見直しを行う仕組みを整えること。</u> |
| ② | <u>競争関係にある他のガス小売事業者との接触に関するルールを定め、当該接触の機会及び当該接触において話し合われる内容について事前及び事後の統制を機能させる仕組みを講じること（当該ルールに違反した場合の取扱いを定めることを含む。）。</u> |
| ③ | <u>社内において競争に関する議題を扱う会議について、法令遵守の観点からモニタリングを行う仕組みを整えること。</u> |
| ④ | <u>ガス小売事業の競争に関する継続的な研修等について、競争関係にある他のガス小売事業者の営業活動に関する情報に接する機会のある役職員及び自社の営業活動に関する意思決定に関与する機会のある役職員をその対象者に含むこと。</u> |
| ⑤ | <u>継続的な研修等について、対象者の受講率を把握することなどにより、当該研修等の実効性が図られるものとする。</u> |
| ⑥ | <u>独占禁止法違反行為等に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成に加え、当該規程による制度（社内リニエンシー制度）及び内部通報制度についての役職員に対する継続的な周知徹底を行うこと。</u> |

改善計画及び報告のポイント① 内部的な監査・社外の視点

- 各社ともに、本件を踏まえた内部監査を実施することとしている。
- また、外部人材を構成員の過半数に含む組織体を設置し、改善計画の実施状況の検証等を実施することとしている。

【業務改善命令の内容】（抜粋）

- ① 改善計画に関する内部的な監査を継続的に行うとともに、外部人材を構成員の過半数に含む組織体により、社外の視点から改善計画の実施状況及び実効性を継続的に把握・評価し、その必要な見直しを行う仕組みを整えること。

東邦ガス	中電ミライズ
【内部監査】 • 内部監査部門において業務改善計画を重要な監査項目に位置付け • 独占禁止法やガス事業法等の遵守状況について、年1回全部署に書面監査や実地監査を実施	【内部監査】 • 独占禁止法に関する研修の対象者拡大等について内部監査の実施を予定 • 競合事業者との接触に関する監査については、次頁に記載
【組織体】 • 外部弁護士2名と内部統制部門の担当役員1名で構成する「業務改善計画検証会議」を新設し、業務改善計画の実施状況等を継続的に検証 • 社外監査役を過半数とする監査役会においても、再発防止に向けた重点的な監査を強化・継続する	【組織体】 • 代表取締役及び常勤監査役、3名の社外弁護士を構成員とする「改善計画モニタリング会議」を設置し、改善計画の実施状況や内部監査結果を同会議に報告 • 同会議から改善計画の実施状況や実効性に係る評価を受けるとともに、必要な見直しに係る助言を受け、取締役会に報告の上、次回会議で対応を報告

改善計画及び報告のポイント② 他社との接触ルール

- 各社ともに、競合他社との接触に関するルールを整備し、接触に当たっての事前承認・事後報告を実施するとともに、ルールに違反した場合の処分について明確化している。
- また、接触状況等を踏まえたサンプリング調査の実施等、モニタリング方法を計画に記載している。

【業務改善命令の内容】（抜粋）

- ② 競争関係にある他のガス小売事業者との接触に関するルールを定め、当該接触の機会及び当該接触において話し合われる内容について事前及び事後の統制を機能させる仕組みを講じること（当該ルールに違反した場合の取扱いを定めることを含む。）。

東邦ガス	中電ミライズ
- 競合会社との競合関係に関わる接触は厳しく禁止 「事前承認・事後報告制度」を新設し、競合会社との接触に係る事前承認・事後報告を全役職員に義務付け - 上記制度に基づく手続きを怠り、又は違反した場合は、情状を勘案しつつ、社規違反として社内処分する - 社内メールをキーワードでランダム抽出し、独占禁止法の観点で問題がないかをモニタリング - 競合会社との連絡に個人端末の使用を禁止	「競合他社との接触に関する規程」を制定し、全役職員を対象に、競合他社の役職員と接触することを原則禁止とした上で、接触が必要な場合は事前承認・事後報告を義務付け - 上記規程において、違反した場合の処分を定めるとともに、就業規則においても懲戒の対象となる旨を定めている - 内部監査部門が競争事業者との接触ルールの運用状況及び運用強化に向けた施策の実施状況について監査を実施 - 法務担当者による定期監査の実施：半期に1回、交際費データと接触申請の突合・サンプル調査を実施／年1回、他社との接触状況等について社内アンケートを実施 - 第三者による定期監査の実施：半期に1回、競合他社との接触状況を踏まえてサンプル抽出し、弁護士によるヒアリングを実施

改善計画及び報告のポイント③ 会議モニタリング

- 各社ともに、競争に関する議題を扱う会議について、法務部門や内部監査部門が出席し、モニタリングを行うこととしている。
- 東邦ガスは、資料や議事録等の確認についても記載している。

【業務改善命令の内容】（抜粋）

③ 社内において競争に関する議題を扱う会議について、法令遵守の観点からモニタリングを行う仕組みを整えること。

東邦ガス	中電ミライズ
• 競合に関する議題を取り扱う重要な社内会議について、内部統制部門、法務部門の担当役員や当該部門の長等が出席 • 資料や議事録等により、独占禁止法、ガス事業法等の観点で問題ないかを確認	• 取締役会及び経営執行会議については、法務部署の長が出席し、モニタリングを実施 • その他の会議においても競争に関する議題を扱う場合は、法務部署の長が出席し、モニタリングを実施

改善計画及び報告のポイント④ 継続的な研修等

- 各社ともに、独占禁止法、ガス事業法等に関する研修や教育（eラーニングを含む）を行うこととしている。
- 東邦ガスは、経営層や管理者、営業活動に関する意思決定に関与する機会のある役職員に対する重点的な研修の実施について記載している。
- 中電ミライズは、定期異動等を踏まえた、新規着任者を対象とする教育について記載している。

【業務改善命令の内容】（抜粋）

- ④ ガス小売事業の競争に関する継続的な研修等について、競争関係にある他のガス小売事業者の営業活動に関する情報に接する機会のある役職員及び自社の営業活動に関する意思決定に関与する機会のある役職員をその対象者に含むこと。

東邦ガス	中電ミライズ
• 独占禁止法、ガス事業法等に関する経営層及び管理者等への教育について、重層的かつ重点的な内容に拡充 • 営業活動に関する意思決定に関与する機会のある役職員を中心に対象者の範囲を広げつつ、eラーニングも含め、年に複数回、実践的な内容の研修を継続	• 全従業員を対象とする社外弁護士による独禁法講演会を年1回実施 • 中途採用や定期異動等により直近1年間で新たに営業活動に従事することとなった役職員を対象とする、法務担当者による教育を年1回実施

改善計画及び報告のポイント⑤ 研修等の実効性確保

- 各社ともに、研修等の受講率の把握、テストの実施等を通じて、その実効性を確保することとしている。

【業務改善命令の内容】（抜粋）

⑤ 継続的な研修等について、対象者の受講率を把握することなどにより、当該研修等の実効性が図られるものとする。

東邦ガス	中電ミライズ
- 対象となる研修への役員・管理者の出席を原則必須とし、出席状況を把握 - ゼミ形式の採用や理解度定着の確認テストを行う	- 社内システムを用いる等して受講率を把握し、その実効性を確認 - 理解度チェックテストを実施し、知識及びリスク認識の向上を図る - 研修受講者は、独占禁止法遵守についてコミットする

改善計画及び報告のポイント⑥ 社内リニエンシー・内部通報

- 各社ともに、社内規程に社内リニエンシー制度を定め、内部通報制度とともに社内への周知を行うこととしている。

【業務改善命令の内容】（抜粋）

- ⑥ 独占禁止法違反行為等に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成に加え、当該規程による制度（社内リニエンシー制度）及び内部通報制度についての役職員に対する継続的な周知徹底を行うこと。

東邦ガス	中電ミライズ
【社内リニエンシー】 - 社内リニエンシー制度を含む「独占禁止法遵守規程」を制定するとともに、就業規則の関係部分を改正し、社内に周知 - 社内通報制度について、相談者の保護や調査を行う際の流れ、相談により改善された事例・よくある質問等を、イントラネット上のコンプライアンス相談窓口に掲載するなど、活動を強化	【社内リニエンシー】 - 社内リニエンシー制度を定める規程として「独占禁止法違反行為等への処分および調査協力に関する規程」を制定 - 同規程において、①違反行為等を行った場合に処分の対象となること、②違反行為等の自主申告窓口を設置、従業員は社内リニエンシーにより処分の減免対象となること、③役員は処分の減免対象とならないことを定める
【継続的周知】 社内リニエンシー制度及びコンプライアンス相談窓口について、継続的に社内で周知徹底	【継続的周知】 「独占禁止法違反行為等への処分及び調査協力に関する規程」について、中部電力CCO名で全従業員に周知し、社内イントラネットに掲載 - 社内リニエンシー制度及び内部通報制度について、全従業員に対してメールマガジンなどを通じて継続的に周知

改善計画及び報告のポイント⑦ その他

- 東邦ガスは、自主的に取り組む施策として、以下の取組を実施することを計画に記載。

項目	内容
トップメッセージ	社長から全役職員に対し、独占禁止法違反行為に係る深い反省と違反行為との決別、抜本的な企業風土刷新の意思表示を実施
独占禁止法遵守の宣言	取締役会として、同様の事案を再発させないことを宣言、再発防止策の実施を決議
独占禁止法遵守に係る誓約書の提出	- 全役職員が、独占禁止法を遵守すること、違反した場合に会社の処分に従うことを誓約 - 役員及び管理職については、自身だけではなく、部下にも独占禁止法を遵守させることを誓約
人事の長期滞留の抑制	- 競合会社等との不適切な関係の形成を極力抑止し、新たな視点によるチェック機能を働かせる観点から、社員の人事異動の周期の目安を設定 - 特に管理職については、長期滞留を抑制する方針を策定し、今後の人事異動等に反映
法律相談の機能強化	- 独占禁止法等に関する相談についての専門窓口を法務部門に設置 - 業務等において、独占禁止法等の懸念が少しでもある場合に、事前にリーガルチェックを行うことを必須とし、社内に周知

1. 業務改善命令及び業務改善指導の内容
2. 改善計画及び報告の概要
- 3. 今後のフォローアップの進め方**
4. 参考資料（第98回制度設計専門会合資料）

今後のフォローアップの進め方

- 各社からは、業務改善命令及び業務改善指導に基づく報告を、今後1年間、4か月に1回の頻度で受領することとなっていることから、各社の取組が改善計画及び報告に沿ったものとなっているか、次ページの項目を中心に確認を行っていくこととしてはどうか。
- 特に、中電ミライズについては、今回の改善計画は電力カルテル事案に係る改善計画に基づく取組を継続実施する内容となっていることから、取組の効果が発現しているかをより重点的に確認することとしてはどうか。

2024年	2025年		
9月	1月頃	5月頃	9月頃
2日（本日） ▼ 委員会（公開） ✓ 改善計画・報告書の概要 ✓ フォローアップの進め方 30日 ▼ 制度会合（公開） ✓ 委員会での議論の報告	委員会（非公開） 制度会合（公開） ✓ 取組状況の確認結果の報告①	委員会（非公開） 制度会合（公開） ✓ 取組状況の確認結果の報告②	委員会（非公開） 制度会合（公開） ✓ 継続的取組の確認

フォローアップにおける確認のポイント

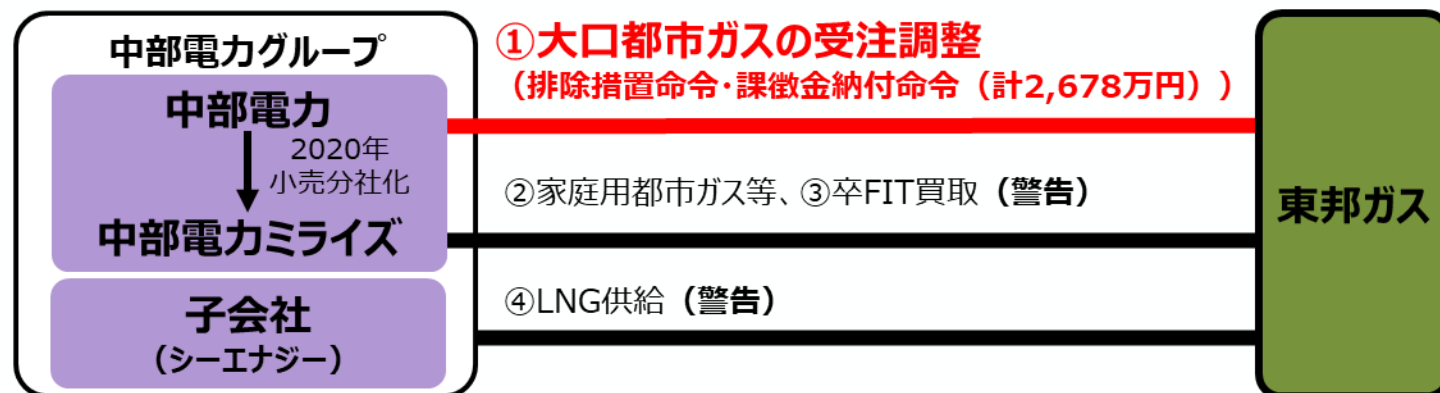
	確認の観点
第1回 フォローアップ (2025年1月頃)	【実施状況の確認①：社内ルール・体制整備、研修等】 ● 社内ルールや体制整備の状況及び運用状況、運用上の課題を踏まえた見直しの状況等の確認 ● 教育・研修の実施計画・実施状況の確認
第2回 フォローアップ (2025年5月頃)	【実施状況の確認②：三線管理、第三者評価】 ● 三線管理の体制や運用上の工夫、実効性向上のための三線間での協働等の状況の確認 ● 外部人材を構成員の過半数に含む組織体による評価や提言等の確認
第3回 フォローアップ (2025年9月頃)	【取組の効果の確認、今後の課題と取組】 ● 一連の取組を通じた役職員の意識や行動の変化の状況の確認 ● 経営層による課題認識と継続的取組の確認

1. 業務改善命令及び業務改善指導の内容
2. 改善計画及び報告の概要
3. 今後のフォローアップの進め方
4. **参考資料（第98回制度設計専門会合資料）**

公正取引委員会による排除措置命令等の概要

- 本年3月4日、公正取引委員会は、東邦ガス・中部電力などが大口都市ガスの受注調整等を行っていたとして、排除措置命令・課徴金納付命令・警告（行政指導）を実施した。

	事実認定	対象事業者	命令等の内容
①	大口需要家向け都市ガス供給について、遅くとも2016年11月25日以降、2021年6月2日（※1）までの間、 <u>中部電力（中部電力ミライズを含む）と東邦ガス（※2）が、23件の受注調整を行った。</u>	中部電力	課徴金納付命令
		中部電力MZ	排除措置命令 課徴金納付命令
②	家庭用都市ガス料金等（電気とのセット割引を含む）について、2016年10月頃以降、 <u>東邦ガス・中部電力の順に料金を公表すること等を話し合い、中部電力が東邦ガスに、中部電力より値下げしないよう要請した。</u>	中部電力MZ	警告
		東邦ガス	警告
③	卒FIT電源の買取価格について、2019年3月頃以降、 <u>中部電力・東邦ガスの順に買取価格を公表すること等を話し合い、中部電力が東邦ガスに、中部電力を大幅に上回る買取価格にしないよう要請した。</u>	中部電力MZ	警告
		東邦ガス	警告
④	LNG供給（ローリー車による供給）について、遅くとも2019年頃以降、中部電力・シーエナジー（※3）と東邦ガスが、 <u>受注予定者を決定等した。</u>	中部電力MZ	警告
		シーエナジー	警告



※1：東邦ガスが、リニエンシーにより、合意から離脱した日の前日。

※2：東邦ガスは、違反事業者として認定されているが、リニエンシー申請によって課徴金は100%免除。排除措置命令も対象外。また、中部電力と中電ミライズは、リニエンシー申請により課徴金30%減算。

※3：中部電力ミライズの子会社。

電力・ガス取引監視等委員会の対応（全体像）

- 本件について、本年3月4日に、電力・ガス取引監視等委員会（以下「電取委」という。）から、東邦ガス・中部電力ミライズ等に対し、ガス事業法・電気事業法に基づく報告徴収等を実施した。
- その結果、大口都市ガスの受注調整事案について、東邦ガスと中部電力ミライズに対して、ガス事業法に基づく業務改善命令を発出するよう、本年6月24日に、電取委から経済産業大臣に勧告を行った。
- また、今後、家庭用電気・ガス及び卒FIT買取に係る事案については、電取委による業務改善指導を行い、LNG供給に係る事案については、電取委による注意喚起を行う予定である。

×：処分なし（関与あり） －：関与なし

	大口都市ガス		家庭用電気・ガス、卒FIT買取		LNG供給	
	経産省	公取委	経産省	公取委	経産省	公取委
東邦ガス	<u>業務改善命令 (大臣勧告)</u>	× (リエンシー)	<u>業務改善指導 (電取委)</u>	警告	<u>注意喚起 (電取委)</u>	×
中部電力※1	×	課徴金	×	×	×	×
中部電力ミライズ	<u>業務改善命令 (大臣勧告)</u>	排除措置命令 課徴金	<u>業務改善指導 (電取委)</u>	警告	<u>注意喚起 (電取委)</u>	警告
シーエナジー※2	－	－	－	－	<u>注意喚起 (電取委)</u>	警告

※1 中部電力はガス事業法・電気事業法上のガス小売事業者・小売電気事業者ではなくなったため、小売に関する業務改善命令等の対象外。

※2 中部電力ミライズの子会社。なお、LNG供給はガス事業法上の規制外の取引。

大口都市ガス事案に係る経済産業大臣への勧告

- 報告徴収の結果、大口の都市ガス供給に関し、東邦ガスと中部電力について、
 - － 営業部門の部長級の者同士などで情報交換や意見交換を長期間に渡り頻繁に行っていたこと（遅くとも2016年2月頃から2021年2月頃までの間に少なくとも数十回）
 - － 情報交換の一部を執行役員に共有したり、意見交換の場に取締役が同席したりしていたこと
 - － 情報交換には、双方の受注に対する意向や料金水準などに関するものが含まれること
 - － 実際に受注調整を行っていた例も複数あることを確認した。
- これらは、ガスの適正な競争に対する信頼を著しく害し、ガス事業の健全な発達に極めて大きな支障を及ぼすものであることから、ガスの適正な取引の確保を図るため、ガス事業法に基づく業務改善命令が相当と考えられ、電取委から経済産業大臣への勧告を行った。
- 経済産業大臣に勧告した業務改善命令の内容は以下のとおり。

- ① 不当な取引制限と疑われるような行為を今後行わないこと
- ② 再発防止のための改善計画を提出すること、これを事案内容・発生原因とともに公表すること
＜改善計画に含める事項（例）＞
 - ✓ 他事業者との接触に関するルール整備及び事前・事後統制の徹底
 - ✓ 外部人材を過半数とする組織体による定期的な監視
 - ✓ 競争に関する研修の充実
- ③ 改善計画の実施状況について、電取委・経産省に定期的に報告し、フォローアップに応じること

家庭用電気・ガス、卒FIT買取及びLNG供給に係る事案への対応

- 家庭用電気・ガス及び卒FIT買取に関しては、東邦ガスと中部電力について、
 - － 両社の経営層を含む役職員が面談し、料金や価格等に関する情報交換等を行っていたことなどが確認されたこと
 - － 一方、家庭用電気・ガス及び卒FIT買取に関する情報交換等が、必ずしも長期に渡り頻繁に行われていたとまでは認められないことなどに鑑み、今後、東邦ガスと中部電力ミライズに対して、業務改善指導を行う予定である。

- LNG供給に関しては、東邦ガスと中部電力（子会社のシーエナジーを含む）について、
 - － 受注予定者の決定を含む情報交換等が行われていたこと
 - － 今後、受注調整行為が、都市ガス原料の取引で行われれば、都市ガスの小売供給価格が上昇し、ガスの需要家の利益を害したり、ガス事業の健全な発達に支障が生じたりするおそれがあると考えられることなどに鑑み、ガス事業法の規制対象外の取引ではあるが、今後、東邦ガス・中部電力ミライズ・シーエナジーに対して、注意喚起を行う予定である。